

## 八王子市地域生活移行支援事業実施要綱

平成20年4月1日施行  
改正 平成27年4月1日  
令和3年(2021年)4月1日

### (目的)

第1条 この事業は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者であり、かつ精神科病棟等に入院している精神障害者で、条件が整えば退院可能である者(以下、「被保護者」という。)について、適切な受入先の確保や障害福祉施策による地域の支援体制の活用を図るなど、退院に向けた支援を行うことにより、退院を促進し被保護者の地域生活における自立を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 事業は、次に掲げる事項を次条に述べる地域生活移行支援員が行うことにより実施するものとする。

- (1)精神科病棟等に入院している被保護者の病状及び退院可能性の調査
- (2)退院意欲の喚起及び地域生活移行に対する不安の軽減
- (3)退院に向けての準備・訓練の支援
- (4)退院後の通院等生活支援
- (5)入院予定者に入院前から関わり、入院時より退院を見据えた支援を行う
- (6)病院等の地域生活移行支援の観点からのプログラム等に協力する
- (7)地区担当員に対し適宜報告し連携を図る
- (8)その他福祉事務所長が必要と認める事項

### (地域生活移行支援員)

第3条 事業を実施する為、地域生活移行支援員(以下、「支援員」という。)を福祉事務所生活自立支援課におく。

2 支援員は、精神保健福祉士の資格を有し、精神障害者支援に関して経験を有する者のうちから、市長が任命する。

### (支援対象者の選定)

第4条 支援対象者の選定、支援内容及び支援の終結については、地域生活移行支援会議(以下、「会議」という。)で決定する。

2 会議は、福祉事務所生活自立支援課におき、生活自立支援課長、生活福祉地区第1・第2課長、精神科医、生活自立支援課支援担当主査、支援員により構成し、原則として毎月開催する。

(勤務条件)

第5条 支援員の任用・服務及び勤務条件等については、地方公務員法第22条の2など関係法令の定めるところによる。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。